

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 4 頁 8、9 行目の「現実・客観的危険性」とは何か。
2. 検察レジュメ 3 頁 37、38 行目に「一般人の認識可能性をもとに判断基底を設定するのは妥当ではない」とあるが、なぜか。
3. 検察レジュメ 3 頁 39、40 行目に「行為者が特にその事情を認識していたか否かによって因果関係の有無が左右されてしまう」とあるがその何が問題なのか。
- 10 4. 被害者が高速道路に侵入し轢死するという結果が X の行為の危険性が現実化したといえるのはなぜか。

II. 学説の検討

α 説について

- 15 因果関係は行為に結果を帰責しうるか否かを判断する規範的判断である。自然・事実に因果関係のみによって因果関係を認定するのは処罰範囲が過度に広範となり妥当ではない。よって弁護側は α 説を採用しない。

δ 説について

- 20 δ 説は実行行為に認められる結果惹起の客観的危険性が、実際に結果に現実化したときに因果関係を認める見解である。ところで因果関係の本質は結果発生を理由としより重い違法性を肯定できるかの問題である。逆に言えば行為と全く偶発的・稀有な結びつきしか持たない結果を除外することにある¹。検察側が採用する δ 説は現実的・客観的危険性により因果関係を限定するとあるがその内実は不透明であり、このような判断基底を限定せず、判断基準も曖昧な δ 説は不適當である。よって弁護側は δ 説を採用しない。

γ 説について

25 裁判時までには明らかになったすべての事情を基に因果関係の認定を行っては事後的に発見された事情にまで法的因果関係を認めることになり、行為規範を示されていない行為者に法的因果関係を認めるのは責任主義に反する。よって弁護側は γ 説を採用しない。

β 説について

- 30 前述のとおり偶発的事情を除外し可罰範囲を限定するためには自然的因果関係があれば法的因果関係が認められるのは正しくない。この意味で事後的にすべての事情を基礎に判断すれば、すべての結果が相当であることになり条件説と同じになる。行為規範を手段とする一般予防こそが刑法の本質的な目的であるから²、判断基底は一般通常人又は行為者が行為当事認識していた事情及び予見しえた事情とするのが妥当である。また行為者が行為

¹ 井田良『講義刑法学・総論【初版】』（有斐閣,2008年）115頁以下。

² 井田・前掲 81頁。

当時特に認識していた事情及び予見しえた事情を含むのは同じ行為であっても行為者ごとに因果関係の存否に影響する点が非難されているが、行為者が認識していた事情であれば、その事情を考慮した上で行為に出ているのであるから偶発的事情とは言えず、行為者ごとに差異が生じて問題とはならない。次に因果経過の相当性判断は判断基底を基礎

5 に、行為から結果が発生するのが社会通念上相当といえるかによって判断される。これは選別された事情を基に行為から結果が発生したことが、「通常起こりうることか否か」という基準に照らし判断する。このように認識・予見可能な事情に限定することにより偶発的事項を除外し、これを基に相当性判断を行う B-3 説が妥当である。よって弁護側は B-3 説を採用する。

10

III. 本問の検討

第 1. B に対する行為の罪責

1. X は B に対して、傷害の故意(38 条 1 項本文)をもって殴る蹴るなどの暴力を 2 時間にわたり行った。結果、B は全治 3 ヶ月の傷害を負った。よって傷害罪(204 条)が成立す

15 る。

2. B は上記暴行により全治 3 ヶ月の傷害を負うに留まったが、B には高度の心臓疾患があり、心臓麻痺により死亡した。X に傷害致死罪(205 条)は成立するか。

(1) X は B に対して手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を 2 時間にわたり行った。しかし B の傷害は全治 3 ヶ月程度のものである

20 にもかかわらず、B が心臓疾患(以下、素因という)を患っていたために B は死亡している。X との行為と B の死という結果の間に因果関係が認められるか。

(2) まず行為と結果の間に自然的因果関係が存在するか確認する。これは条件関係公式「あれなければこれなし」といえる関係にあるか否かによって判断する。この点、X の暴行がなければ B の死はなかったであろうといえるので条件関係は認められる。

(3) 法的因果関係の検討には、前述のとおり弁護側は B-3 説を採用する。B の素因は外観上、一般通常人には知りえない事情であった。また X も B とは初対面でありこの事情を認識していたとは思われない。よって判断基底からは除外して相当性判断を行う。

(4) X らの暴行は全体として全治 3 ヶ月程度のものであった。また B が死亡するまで二時間もの暴行に及んだにもかかわらず、暴行途中に素因を有する B が心臓麻痺を起こさ

30 なかったことから個々の手拳での顔面、腹部への殴打及び踏みつけ行為自体に生命侵害の危険性は内包されてなかったといえる。さらに X は胸部への暴行を加えていないことを鑑みれば、上記暴行を加えられた素因を有しない人間が心臓麻痺に至る可能性は極めて考えにくく社会通念上相当とはいえない。よって因果関係は認められない。

(5) X の B に対する暴行から致死結果が発生したとはいえないので X には傷害致死罪

35 (205 条)は成立しない。

第 2. A に対する行為について

1. XにAに対する傷害致死罪(205条)は成立するか。

(1) Xらの暴行行為はAの生理的機能を害する現実的危険性を有する行為であるから、実行行為性は認められる。Aは自動車事故による脳挫傷で死亡している。

以上より人の生理的機能に傷害を加えたこと、傷害の故意(38条1項本文)は認定できる。

5 したがって傷害罪(204条)の構成要件を満たす。

(2) では、Xらの行為と結果との間に因果関係が認められるか。刑法上の因果関係を如何に解するべきかが問題となる。以上で述べた学説の検討より折衷相当因果関係説を採用する。

(3) これを本件についてみる。

10 ア 確かに、Xらは、公園でAに対して背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく続け、またAをXのマンションに連れて行き、腕にタバコの火を押し付けたりドライバーで顔をこすったり、殴る蹴るの暴行を断続的に加えた。そしてAは公園、マンション居室内での合計3時間に及ぶ一連の暴行により、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負った。以上の行為から
15 見てAが生命の危険を感じる極度の恐怖を抱いていることは客観的に見ても明らかである。

イ しかし、Aがそうした恐怖ゆえ、一刻も早くマンションから離れたいという一心で逃走を続け、逃走を開始してから約10分後、マンションから800メートル離れた高速道路に侵入し、トラックに衝突された後に後続車両に轢過され、同事故による脳挫傷で死亡した。

20 ウ これらを相当性の判断から鑑みると、逃走までは考えられても、10分と逃げ切れるだけの時間があり、距離も800メートルという負傷人にとっては遠く感じる距離がある。また高速道路は一般人にとって、車が高速で走っているだけでも危険であり高速車は接触することが想定され得るので簡単には出入りできないにもかかわらず、ましてや、直前に過度の暴行を受けた被害者が高さ2.3mのフェンスを越えて高速道路に進入していることは到底一般人には想定しがたい。これらを総合的に考慮しても、高速道路へ侵入しなおかつ接触することは通常あり得ることとは考え難く、社会通念上相当とは言えない。

エ よってAの死因である脳挫傷とXらの暴行との間に因果関係は存在しない。

30 (4) したがって、Xらには傷害罪(204条)は成立するが、傷害致死罪は成立しない。

IV. 結論

XのAに対する行為につき傷害罪(204条)、Bに対する行為につき傷害罪が成立し、両罪は併合罪(45条前段)となり、Xはかかる罪責を負う。

35

以上